

目次

告示

- 指定納付受託者の指定（5件）（税務課）
- 管理理容師及び管理美容師資格認定講習会の指定（食と暮らしの安全推進課）
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出（障害福祉課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（同）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出（5件）（同）
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（特定第2号漁業者）（2件）（水産林政総務課）
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）（同）
- 保安林の指定の予定（森林整備課）
- 土地改良区の定款変更の認可（大河原地方振興事務所）
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出（同）
- 土地改良区の定款変更の認可（仙台地方振興事務所）
- 土地改良区の定款変更の認可（東部地方振興事務所）

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（議会事務局総務課）

人事委員会

- 第77回宮城県職員採用試験（大学卒業程度）の実施（人事委員会事務局総務課）
- 第77回宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度）、第84回宮城県職員採用試験（高等学校卒業程度）、第1回市町村立小中学校事務職員採用試験（短期大学卒業程度）及び第2回市町村立小中学校事務職員採用試験（高等学校卒業程度）の実施（同）
- 宮城県職員採用試験（大学卒業程度・秋期枠）の実施（同）
- 就職氷河期世代を対象とした職員採用試験の実施（同）

宮城県告示第354号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月21日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社トラストバンク 東京都品川区上大崎3丁目1番1号
- 2 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類
寄附金（ふるさと宮城寄附金に限る。）
- 3 指定年月日
令和8年4月1日
- 4 指定期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

宮城県告示第355号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月21日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
楽天グループ株式会社 東京都世田谷区玉川1丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス
- 2 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類
寄附金（ふるさと宮城寄附金に限る。）
- 3 指定年月日
令和8年4月1日
- 4 指定期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

宮城県告示第356号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月21日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社アイモバイル 東京都渋谷区渋谷3丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階
P a y P a y株式会社 東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類
寄附金（ふるさと宮城寄附金に限る。）
- 3 指定年月日
令和8年4月1日
- 4 指定期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

宮城県告示第357号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月21日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社ピアトゥー 東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館20階
- 2 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類
寄附金（ふるさと宮城寄附金に限る。）
- 3 指定年月日
令和8年4月1日
- 4 指定期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

宮城県告示第358号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月21日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社さとふる 東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F
P a y P a y株式会社 東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類
寄附金（ふるさと宮城寄附金に限る。）
- 3 指定年月日
令和8年4月1日
- 4 指定期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

宮城県告示第 359 号

理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 11 条の 4 第 2 項の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 12 条の 3 第 2 項の規定による管理美容師資格認定講習会として、次のとおり指定した。

令和 8 年 4 月 21 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 講習会の主催者の名称及び所在地
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都渋谷区笹塚 2-1-6 JMF ビル笹塚 01（8 階）
- 2 講習会の日程及び会場
 - (1) 管理理容師資格認定講習会
 - ア 日程
令和 8 年 9 月 28 日（月）、令和 8 年 10 月 5 日（月）、及び令和 8 年 10 月 19 日（月）
 - イ 会場
東京エレクトロンホール宮城
仙台市青葉区国分町 3-3-7
 - (2) 管理美容師資格認定講習会
 - ア 日程
令和 8 年 9 月 28 日（月）、令和 8 年 10 月 5 日（月）、及び令和 8 年 10 月 19 日（月）
 - イ 会場
東京エレクトロンホール宮城
仙台市青葉区国分町 3-3-7
- 3 受講料
1 人につき 20,000 円

宮城県告示第360号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第21条の5の25の規定により告示する。

令和8年4月21日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
0452220098	ほっとルーム槻木 柴田郡柴田町槻木白幡2丁目4-1	放課後等デイサービス	ほっとファーム株式会社	令和8年3月31日

宮城県告示第361号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 21 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
0411200058	多機能型事業所若葉園 登米市東和町米川字西綱木 23 番 地 16	就労選択支援	社会福祉法人 恵泉会	令和 8 年 5 月 1 日

宮城県告示第362号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第 51 条第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 21 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定 障害福祉サー ビスの種類	設置者名	廃止年月日
0410200356	サンネットなごみ 石巻市蛇田字小斉 29	自立訓練（生 活訓練）	社会福祉法人 石巻祥心会	令和 8 年 3 月 31 日

宮城県告示第363号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第 51 条第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 21 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定 障害福祉サー ビスの種類	設置者名	廃止年月日
0410210231	ダンライフ 石巻市鹿又字役場前 43 番地 3	就労継続支援 A 型	株式会社ダン ライフ	令和 8 年 3 月 31 日

宮城県告示第364号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第 51 条第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 21 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
0412100109	はらから蔵王塾 刈田郡蔵王町遠刈田温泉字八山 4 -395	就労移行支援	社会福祉法人 はらから福祉 会	令和 8 年 3 月 31 日

宮城県告示第365号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第 51 条第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 21 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
0412600181	工房歩歩 宮城郡利府町沢乙東 3-3	就労継続支援 B 型	社会福祉法人 宮城厚生福祉会	令和 8 年 3 月 31 日

宮城県告示第366号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第 51 条第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 21 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定 障害福祉サー ビスの種類	設置者名	廃止年月日
0411500978	寿楽苑デイサービスセンター 大崎市古川小野字上蝦沢 57 番地	生活介護	社会福祉法人 大崎誠心会	令和 8 年 3 月 31 日

宮城県告示第367号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第108条第2項に規定する要件に適合するものと認める。

令和8年4月21日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区 域	南三陸町区域（宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区）
区 分	大型定置漁業
同意成立の届出年月日	令和8年3月31日
発起人の住所及び氏名	本吉郡南三陸町歌津字伊里前 307-115 角万漁業生産組合 本吉郡南三陸町歌津字番所 55-2 三浦 恒志
漁業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第5条第2項に規定する 漁業
特定第2号漁業者数	2人

宮城県告示第368号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第108条第2項に規定する要件に適合するものと認める。

令和8年4月21日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区 域	気仙沼市区域（宮城県漁業協同組合の唐桑支所の地区）
区 分	大型定置漁業
同意成立の届出年月日	令和8年3月31日
発起人の住所及び氏名	気仙沼市唐桑町鮎立 163-1 村上 純一 気仙沼市唐桑町竹の袖 68-10 大沢網株式会社
漁業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第5条第2項に規定する 漁業
特定第2号漁業者数	3人

宮城県告示第369号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第108条第4項に規定する要件に適合するものと認める。

令和8年4月21日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第 47 加入区
区 域	平成 19 年宮城県告示第 318 号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区のうち中山、名足、北の沢、大沼、大磯、長柴、馬場の区域
同意成立の届出年月日	令和8年3月31日
発起人の住所及び氏名	本吉郡南三陸町歌津字小長柴 15-9 最知 隆 本吉郡南三陸町歌津字中山112-2 三浦 善浩
養殖業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 5 条第 3 項に規定するほたて貝等養殖業
区域内特定養殖業者数	3 人

宮城県告示第370号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和8年4月21日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 保安林予定森林の所在場所

伊具郡丸森町金山字鬼形99-1、102-1、102-2、123-4、125-1、125-2、127-1、127-2、166・169-2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字上片山104

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字鬼形99-1・102-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、102-2、123-4・125-1・125-2・127-1・127-2・166・169-2（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、字上片山104（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第371号

川崎町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和8年4月13日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和8年4月21日

宮城県大河原地方振興事務所
所長 高橋 悟

宮城県告示第372号

蔵王町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和8年4月13日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和8年4月21日

宮城県大河原地方振興事務所
所長 高橋 悟

宮城県告示第373号

富谷北部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和8年4月15日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和8年4月21日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 小嶋 淳一

宮城県告示第374号

迫川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和8年4月14日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和8年4月21日

宮城県東部地方振興事務所
所長 小谷野 聡

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年4月21日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
宮城県議会モバイルパソコン等賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
宮城県議会事務局総務課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月11日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
56,335,200円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和8年1月27日

第77回宮城県職員採用試験（大学卒業程度）を別冊1のとおり実施する。

令和8年4月21日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

第77回宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度）、第84回宮城県職員採用試験（高等学校卒業程度）、第1回市町村立小中学校事務職員採用試験（短期大学卒業程度）及び第2回市町村立小中学校事務職員採用試験（高等学校卒業程度）を別冊2のとおり実施する。

令和8年4月21日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

宮城県職員採用試験（大学卒業程度・秋期枠）を別冊3のとおり実施する。

令和8年4月21日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力

就職氷河期世代を対象とした職員採用試験を別冊4のとおり実施する。

令和8年4月21日

宮城県人事委員会

委員長 西 條 力